このようなときは手続きが必要です

申請書等や必要な添付書類は所属支部事務所にお問い合わせください。また、申請書類は「職別国保」のホームページからダウンロードすることもできます。（届出は14日以内にお願いします）

新規加入について

★建設業を個人で経営しているので職別国保に加入したい。

加入条件として、建設業の仕事を個人で経営し、住民票が職別国保の定める地区にある方（Ｐ6参照）は、母体組合（支部）に所属してもらう必要がありますので、ホームページから自分の職種の母体組合を確認していただき連絡してください。

必要書類	加入申請書、住民票、付表、前保険証の写し等

追加加入について

★子供が生まれました。
★結婚したので配偶者を加入させたい。
★同居の家族が退職し会社の健康保険をやめました。

必要書類	資格取得届（家族の追加加入）、住民票、前保険の喪失証明書等

一部喪失について

★家族が就職し会社の保険に入りました。
★家族が亡くなりました。

必要書類	資格喪失届（家族の一部脱退）、被保険者証、他に加入した健康保険証の写し、死亡診断書の写し等

脱退について

★建設関係の会社を退職しました。
★建設関係の事業を廃業しました。
★他の健康保険に加入しました。

必要書類	脱退申請書・被保険者証・他に加入した健康保険証の写し等

記載訂正について

★結婚して苗字が変わりました。
★引っ越して住所が変わりました。

必要書類	届出事項変更届（住所）・届出事項変更（訂正）届・住民票・被保険者証等

再交付について

★保険証を紛失しました。
（高齢受給者証等も含む）

必要書類	被保険者証等再交付申請書

その他について

★子供が大学生になり他府県へ住所を移し一人暮らしをはじめました。

必要書類	国民健康保険法第116条該当非該当届・在学証明書

※申請書等を提出する際には、マイナンバーの確認書類等の提出も必要です。
詳しくはＰ6の下段をご確認ください。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合

●本来加害者が支払うべきもの

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりしたときは、被害者に重大な過失がない限り、かかった医療費は加害者が負担するべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれないときなどは、さしあたっての病院への支払いに困ることになります。こういう場合、一時的に被害者の健康保険を使って治療を受けてもいいことになっています。

●必ずすみやかに職別国保へ届け出を

保険で診療を受けたときは、加害者が負担するべき医療費を組合が一時的に立て替えているわけで、組合はあとで加害者または自賠責保険・任意保険の事業機関に対し、立て替えた医療費を請求しなければなりません。

そのため、第三者の行為による傷病の治療に健康保険を使ったときは、できるだけすみやかに組合へ届け出てください。また、組合から第三者行為に係る書類が届いたら、必ず期限内に返送してください。

●示談の前に必ず相談を

健康保険で立て替えた医療費については、被害者と加害者の間で勝手に示談することはできないことになっています。また、交通事故などでは、後遺障害の危険もあり、安易な示談は禁物です。治療に健康保険を使ったときは、必ず示談の前に組合に相談してください。

※交通事故ではどんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。

整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術を受けられる方へ

保険の対象となる場合

◆骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）

※骨折、脱臼はあらかじめ医師の同意が必要です。（緊急処置を除く）

施術を受けるときの注意

◆単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

◆保険医療機関（病院、医院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険給付の対象になりません。

◆外傷性の負傷でない場合や労働災害、通勤途上に負った負傷は保険の対象になりません。

◆柔道整復師が国保組合に提出する「療養費支給申請書」の委任状の欄は傷病名、日数、金額をよく確認して必ず自分で記入または捺印して下さい。

適正受診にご協力ください

皆様の大切な保険料を正しく使用するために、施術を受けられたときの健康保険の適用に不正や誤記録が無いかどうかを「文書」や「電話」で照会させていただくことがあります。施術を受けられましたら、施術記録（負傷部位・受療日・受療内容等）や領収書は紛失されないよう大切に保管していただき、施術内容調査の際にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。